

令和 2 年 第 11 回

土浦市農業委員会総会議事録

1 開会の日時および場所

令和 2 年 11 月 13 日（金） 午後 2 時
土浦市役所農業委員会室

2 議事日程

- 報告第 48 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について
報告第 49 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理
について
報告第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移動の許可について
議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
議案第 57 号 現況証明願いについて
議案第 58 号 農用地利用集積計画について

3 出席した委員

3 番 浅 野 均	4 番 埴 佳 樹	5 番 柴 沼 栄
6 番 菅 谷 幸 治	7 番 飯 島 栄	8 番 高 野 三 郎
10 番 栗 原 敦 子	12 番 高 橋 弘 一	

4 欠席委員

1 番 萩 島 一 郎	2 番 飯 塚 利 之	9 番 川 村 剛 久
11 番 井 沢 清		

※総会は、現に在任する委員（12名）の過半数が出席することで開催となります。
新型コロナウイルス感染症防止対策として、過半数となる8名が出席しました。

5 説明のため出席した者

事務局長 下村 浩	局長補佐兼農地係長 坂本 直親	主 幹 中村 裕一
主 幹 圓城寺 陽一	主 事 中野 沙耶香	

6 総会の大要 午後 2 時 50 分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は8名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和2年第11回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。1番 萩島委員，2番 飯塚委員，9番 川村委員，11番 井沢委員，以上4名の方が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により，3番 浅野委員，7番 飯島委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは，早速議事に入ります。</p> <p>報告第48号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第48号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第48号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第49号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第49号について議案書のとおり報告)</p>
議 長	<p>只今の報告について，質問はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで，報告第49号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第50号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	<p>(報告第50号について議案書のとおり報告)</p>

議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第50号については原案通り承認します。次に議案に入ります。</p> <p>議案第55号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。6番 菅谷委員から説明をお願いします。</p>
菅谷委員	<p>6番 菅谷です。議案第55号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を説明いたします。去る11月4日、飯島委員、高野委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。田1筆 380㎡、譲渡事由は農業経営規模拡大のため、作付予定はレンコンです。譲渡事由は遠方のため管理が出来ないため、売買による所有権移転です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、菅谷委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第55号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。1番から4番を7番 飯島委員から説明をお願いします。</p>
飯島委員	<p>7番 飯島です。議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の1番から4番を説明いたします。去る11月4日、菅谷委員、高野委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 492㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 264㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 316㎡、転用目的は申請地を駐車場として利用したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 226㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、使用貸借権設定です。農地区分は第1種農地です。以上、調査員の意見としま</p>

議 長	<p>しては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>只今、1番から4番について飯島委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の1番から4番は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第56号の5番から8番を8番 高野委員から説明をお願いします。</p>
高野委員	<p>8番 高野です。議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の5番から8番を説明いたします。去る11月4日、菅谷委員、飯島委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 498㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。6番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 499㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。7番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 803㎡、転用目的は申請地へ太陽光発電設備を設置したいため、賃借権設定です。農地区分は第2種農地です。8番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 499㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。以上、調査員の意見としましては許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、5番から8番について高野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p>
柴沼委員	<p>5番 柴沼です。7番の太陽光発電設備では、どのくらいの発電量を計画しているのですか。</p>
事務局	<p>49.5kWです。なお、50kWを超えると、建築指導課において太陽光条例の協議が必要となります。</p>
柴沼委員	<p>今回は個人による申請ですが、他でも設置をしているため今回も設置見込みがあるなど、審査ではどのような判断をしたのか教えてください。</p>
事務局	<p>譲受人の審査については、転用を実行するための十分な資金があるかなどの転用の確実性を審査しております。そのため、譲受人が法人であるかどうか</p>

	<p>かや、他ですでに太陽光発電設備の設置をしているかどうかは、審査しておりません。</p>
柴沼委員	<p>実績は確認したのですか。</p>
事務局	<p>他の市町村での実績は確認しておりません。</p>
議長	<p>その他、質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」の5番から8番は許可することに決めます。</p> <p>次に議案第57号「現況証明願いについて」を上程いたします。6番 菅谷委員から説明をお願いします。</p>
菅谷委員	<p>6番 菅谷です。議案第57号「現況証明願いについて」を説明いたします。去る11月4日、飯島委員、高野委員、私と事務局3名で調査を行いました。</p> <p>所有者、届出地は議案書記載のとおりです。田1筆 330 m²、現況は宅地で非農地証明をお願いしたいとのことです。60年以上前から宅地として使用されています。調査員の意見としましては、非農地と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、菅谷委員から説明がありました。この件につきまして質問ございますか。</p>
柴沼委員	<p>5番 柴沼です。以前、現況が宅地の場合、是正申請がありましたが、今回は非農地証明となっております。この使い分けはどのようになっているのですか。</p>
事務局	<p>農地法が施行された昭和27年以前からの転用が航空写真から認められること、基盤整備前の基準で宅地となっていること、以上より農地法の農地ではないため非農地証明という扱いとなりました。</p>
議長	<p>その他、質問ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第57号「現況証明願いについて」は非農地として証明することに決めます。</p> <p>次に議案第58号「農用地利用集積計画について」を上程いたします。1番から3番及び5番から7番を事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第58号「農用地利用集積計画について」を説明いたします。1番は中間管理事業により権利を設定するもので、茨城県農林振興公社が一旦借り受けます。2番の耕作者は前農業委員です。3番は報告第50号の3番の解約に係るもので、家族が新設した別会社が借り受けます。5番から7番は耕作者が相対で借りていた農地に利用権を設定するものです。農業経営状況等詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、1番から3番及び5番から7番について事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第58号「農用地利用集積計画について」の1番から3番及び5番から7番は原案通り決めます。</p> <p>4番は「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に栗原委員が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。</p> <p>(栗原委員一時退席)</p>
議長	<p>それでは、4番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番を説明いたします。耕作者は認定農業者です。新規で果樹を栽培するために利用権を設定するものです。農業経営状況等詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今、4番について事務局から説明がありました。この件につきまして、質問ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしということで、議案第58号「農用地利用集積計画について」の4番は原案通り決めます。</p> <p>栗原委員の入室確認をお願いします。</p> <p>(栗原委員入室確認)</p>
議長	<p>以上で令和2年第11回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。</p>

令和2年11月13日

議長

署名人

3番

7番